

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>大崎町集中改革プラン(計画期間平成17年度～平成21年度)では、計画期間中に22名の職員削減を計画し、平成22年4月1日時点で計画職員数を163名に設定している。平成19年4月1日現在では計画179名に対し職員数171名であり計画は実現しており、今後においても目標を達成できる見込みである。</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しは、人事院勧告により国の基準に基づき平成18年度に実施した。具体的には官民給与の逆較差を解消する為に棒給月額の引下げ(0.32%)、配偶者に係る扶養手当の引下げ、及び期末・勤勉手当の引上げ(0.05月分)を行った。また、地域手当については対象地域でない。なお、特殊勤務手当については平成17年度から支給していない。</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員は在籍しない。</p> <p>退職時特昇はない。</p> <p>鹿児島県市町村職員共済組合の定めた事業主負担分を適正に負担している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>課題 について、平成10年度以前に検針業務の民間委託、料金システムの電算化、及び受託給水工事、送配水管漏水工事の民間委託により、庶務係を4名から3名に、工務係を5名から4名に削減している。さらに工務係においては平成11年度に1名・平成14年度に1名削減し現在2名で業務を遂行しており、これ以上の削減は住民サービスや施設の維持管理に支障をきたすと思われる。一方で庶務係は現在3名在籍しているが平成17年度の企業会計システムの導入により日々の経理や決算事務等の効率向上がみられる。今後の料金未収金の状況次第では、3名を2名に削減できと思われる。</p> <p>検討していない。</p>

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	
料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報 公開	
行政評価の導入	
5 その他	課題 の水道料金の滞納の解消について。以前から給水停止処分はおこなわれてきたが、停水後の分納誓約の実行の不徹底等により成果があがっていなかった。この反省を踏まえ停水はもちろん分納の不履行者に対する停水も徹底し回収に努める。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	工務係 平成11年度 1名減(主幹 人件費削減 年間9,800千円) 平成14年度 1名減(主事 人件費削減 年間5,500千円)を行っており、これ以上の減員は業務に支障をきたすと思われる。 庶務係 現行3名で業務を行っているが、平成17年度からの企業会計システム導入及び水道料金の滞納整理の進捗状況により1名の減が可能と思われるので平成22年度目標に1名(主任 人件費削減 年間7,400千円)の減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	水道料金滞納の解消であるが、これまでの停水処分は過年度分を対象に行ってきたが、現年度のみ未納者も2回分の未納が発生した時点で対象とし、処分を強化するとともに処分後に分納誓約により開栓した者に対しても不履行時の停水を徹底し、平成22年度までに平成16年度末の1/3まで滞納額を削減させる。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。